

(保育課 関連資料)

安心こども基金（仮称）の概要

(平成20年度第2次補正予算)

100,000百万円

(厚労省：95,867百万円、文科省：4,133百万円)

1. 趣 旨

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

2. 事業概要

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

事業名	概要
保育所等整備事業	①保育所等緊急整備事業 ・集中重点期間として、平成22年度末までに保育所の緊急整備の前倒し実施を可能とする。その際、待機児童が多く財政力が乏しい市町村の保育所の新設等において、追加的財政措置を行う。 ・都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料等の補助を実施する。
	②放課後児童クラブ設置促進事業 ・小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助を実施する。
	③認定こども園整備等事業 ・幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費補助を実施する。(認定こども園整備事業、認定こども園事業費)
家庭的保育改修等事業	・家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所にかかる改修費用等の補助を実施する。(家庭的保育改修事業・家庭的保育者研修)
保育の質の向上のための研修事業等	・保育の質の向上のために全国の保育士を対象に研修を実施する。

3. 配分方法等

(1) 配分方法

児童数や待機児童数等により、各都道府県の配分額を算定し配分する。

(2) 都道府県から市町村への配分方法

市町村に対する配分については、地域の実情に応じて各都道府県が管内市町村と協議を行い各々決定する。

認定こども園制度の概要と現状①

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H20.4.1現在)
幼保連携型		幼稚園と保育所の補助の組合せ	104カ所
幼稚園型		幼稚園の補助制度	76カ所
保育所型		保育所の補助制度	35カ所
地方裁量型		(一般財源)	14カ所
			計229カ所

認定こども園制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	16	滋賀県	3
青森県	1	京都府	0
岩手県	5	大阪府	2
宮城県	1	兵庫県	15
秋田県	12	奈良県	0
山形県	4	和歌山県	2
福島県	5	鳥取県	0
茨城県	5	島根県	0
栃木県	7	岡山県	3
群馬県	12	広島県	7
埼玉県	4	山口県	1
千葉県	8	徳島県	2
東京都	19	香川県	1
神奈川県	12	愛媛県	4
新潟県	2	高知県	3
富山県	2	福岡県	9
石川県	5	佐賀県	8
福井県	1	長崎県	15
山梨県	1	熊本県	1
長野県	7	大分県	5
岐阜県	1	宮崎県	5
静岡県	0	鹿児島県	9
愛知県	4	沖縄県	0
三重県	0	合 計	229

幼保連携推進室調べ(平成20年4月1日現在)

規制改革推進のための第3次答申 (平成20年12月26日 最大限尊重閣議決定)(抜粋)

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(2) 福祉、保育、介護分野

② 保育分野

ア 抜本的な保育制度改革

(ア) 直接契約方式の導入

保育所間での切磋琢磨により、利用者から選ばれる保育所となるための努力を促す観点から、先行事例である地方公共団体の取組や認定こども園制度を参考にし、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式の導入について検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

(イ) 直接補助方式(バウチャー等)の導入

投入されている公的補助を機関補助ではなく、予め公開された明確かつ透明性のある基準に基づいた保育の必要度に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分するといった、利用者補助方式の導入について検討し、結論を得るべきである。低所得世帯や障害児を持つ世帯については、世帯所得や障害の程度、保育の緊急度など公による優先度の判断や、それに対応した応諾義務等により利用の確保を行うべきである。

その際、公的補助の対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育(保育ママ)等の施設型以外の保育サービス等にも拡大することについて検討する。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは前提条件であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行われるべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

(ウ) 「保育に欠ける」要件の見直し

「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦(夫)世帯でも、必要に応じて保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めることを検討し、結論を得るべきである。

なお、入所希望者数が定員数を超える場合、利用者への補助方式における補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを併せて導入することについて検討すべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

イ 保育所に係る制度改革と運用改善

(ア) イコールフットイングによる株式会社等の参入促進

以下の具体策について、検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

第1に、施設整備交付金の対象となっていない社会福祉法人等以外の事業者に対して、保育単価に施設整備の減価償却相当分を見込む、あるいは土地・建物の賃借料について一定の補助を行うことについて

第2に、株式会社など社会福祉法人以外の事業者に対し、追加的に求めている社会福祉法人会計基準に基づく会計処理について

第3に、事業者が最低基準を維持し、更なる質の向上に向けたインセンティブを働かせる構造となるよう、運営費の使途範囲の在り方について

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、詳細について検討・結論・措置】

また、民営化の際、市町村において透明かつ公正な手続きが行われているか実態を把握し、社会福祉法人以外の民間事業者が合理的な理由なく排除されないよう、引き続き都道府県への周知徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

(イ) 地域の実情に応じた施設の設置の促進

効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道がひらけることから、例えば小規模であっても一定の質が保たれている保育の類型を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うことを検討し、結論を得るべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

(ウ) 保育所における給食の外部搬入方式の容認

特区事業「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」(特例番号920)について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、子どもの年齢や発育状態、日々の体調、食物アレルギー等への十分な対応策も含め、全国規模での展開に向け、引き続き精力的に検討を進め、できる限り早期に結論を得る。

【平成20年度検討、できる限り早期に結論】

また、特区事業が全国展開された場合においては、給食に在り方全般について検討を行うべきである。

【特区事業が全国展開された場合には速やかに検討】

(エ) 保育所等における運営状況の検証

～問題意識のみ～

(オ) 入所選考等に係る情報開示の徹底

利用者の納得性を高める観点から、市町村による保育所の入所選考等に係る情報提供の実施状況の詳細を把握し、情報開示の徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

ウ その他の保育・子育て支援サービスの拡充

(ア) 認定こども園制度の見直し

a 運用改善による普及の促進

認定こども園制度の普及促進の観点から、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」（平成20年7月）や、文部科学省、厚生労働省の両省局長級の検討会において本年7月末に取りまとめられた普及促進策に基づき、早期に運用の改善を行うべきである。具体的には、認定件数の増加を図るため、既存の制度における認可の有無にかかわらず、例えば、文部科学省と厚生労働省の補助金を一本化するなどして、幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能に対し、施設整備費や事業費等を補助すべきである。

【平成20年度より逐次実施】

b 認定こども園の制度改革

本年10月に、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げられた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、本年度中に結論を得る。

【平成20年度結論】

(イ) 家庭的保育（保育ママ）の拡充に向けた取組

a 家庭的保育者の要件の緩和

家庭的保育事業を法制化する児童福祉法の改正案が第170回臨時国会に再提出され、成立したところであり、今後省令で定められる家庭的保育者の要件については、先行して実績を上げている地方公共団体の取組を十分参考にし、要件の緩和を図るべきである。具体的には、保育士、看護師等の資格保有者に限定せず、基礎的な研修の修了を条件に、意欲のある育児経験者を保育者と認めるなど柔軟な要件設定とすべきである。

また、現行の保育者要件では、保育に専念できる環境が必要であるとの理由から、「未就学児童を現に養育していないこと」とされているが、例えば、フランスでは実子も含めて3人まで保育することが法的に認められており、これは、女性が子育てしながら収入を得る機会と、保育ママのなり手の確保の双方に役立っていると考えられることから、未就学児童を養育している者も含めるべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

b 実施基準・ガイドラインの適切な策定

家庭的保育事業が法制化されたのち、国の補助を受け家庭的保育制度を利用する地方公共団体の数が増えるよう、実施基準・ガイドラインの策定に際しては、一定の質の確保を前提に、過度に厳しくならないよう配慮すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

c 対象児童の拡大

国の家庭的保育事業についても、小規模で弾力的な保育サービスの1つとして、「ア 抜本的な保育制度改革（ウ）「保育に欠ける」要件の見直し」の中で併せて検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討し、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

d 「家庭的保育支援者」の見直し

家庭的保育事業における家庭的保育支援者については、その配置状況や制度として十分機能しているかどうかの検証を踏まえ、必要に応じて見直すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

(ウ) 民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化

今後、家庭的保育事業を法律に位置づけるに当たり、事業の安全性や質の確保を図る観点から、市町村が家庭的保育者に遵守させる実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の保育ママサービスに係る認可外保育施設指導監督基準に代わり、新たに基準を設けることが適切か否かについても併せて検討すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

(エ) 認可外保育施設の質の維持・向上

認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

(3) 雇用・就労分野

② 保育士資格制度

ア 保育士養成施設等における科目等の見直し

保育士養成施設及び保育士試験の科目については、今の保育の現場にふさわしい保育士の質を担保できるよう、保育現場で実践的に活用できる内容の充実を図るとともに、必要な整理を行うべきである。なお、これらの見直しによって、負担が軽減されることが望ましいが、少なくとも、全体としての負担が増えることがないように図るものとする。

さらに、保育士養成施設において、国家試験を義務付けるなど知識・技能の習得が確実になされる方策を検討すべきである。

【平成21年度結論】

イ 多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策の検討

例えば、保育士試験においては、高卒者及び中卒者は、2年あるいは5年の実務経験を受験要件としているが、実務経験を積む機会が限定的で、育児経験を有する者等多様な人材が、保育士資格を取得するには困難なことも多い。そのため、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)に記載された「保育士試験受験要件等の見直し」の内容にとどまらず、多様な人材が、保育の質を担保することを前提に、保育現場に入りやすくなるような方策について速やかに検討すべきである。

【平成21年度結論】

④ 病児・病後児保育サービスの拡充

ア 病児・病後児保育施設に対する補助金交付に関する職員配置基準の緩和

病児・病後児保育施設に対しては補助金の交付が行われているが、要求される配置職員が平成20年度から増員され、利用定員4人以上の施設では、看護師等1名以上と保育士2名以上となった。しかし、この職員配置基準は、保育所の職員配置基準(子ども3人(乳児)~30人(満4歳以上の幼児)に対し保育士1人。)や、病院の職員配置基準(診療報酬では、一般病棟入院について、看護職員1人に対し、入院患者7・10・13・15人で区分されている。)に比べても、過剰なもので、保育サービス提供者及び利用者に対する負担が大きい。そればかりか、看護師・保育士資格保有者の募集が難しい現状においては、サービス提供自体が抑制されるおそれすらある。

配置職員の増員を含めた平成20年度の病児・病後児保育事業の再編の効果について、サービスの質・量の両面から調査・分析を行い、職員配置基準の緩和を検討すべきである。

【平成21年度結論 平成22年度措置】

地方分権改革推進

第一次勧告と地方分権改革推進要綱の比較

第一次勧告 (H20. 5. 28)

【幼保一元化・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。
- 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成20年中に結論を得る。

【福祉施設の最低基準等】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。

【福祉施設の最低基準等】

- 福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち保育所、児童館及び認可外保育施設に関するものは、市に移譲する。

地方分権改革推進要綱 (H20. 6. 20) (地方分権改革推進本部決定)

【幼保・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。
- 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。

【福祉施設の最低基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定し得るなど、地方自治体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。

【基礎自治体への権限移譲の推進】

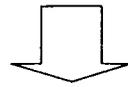
- 第1次勧告の第3章で委員会が示した「基礎自治体への権限移譲の方針」を踏まえ、第1次勧告の別紙1「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」に掲げた事務について、都道府県から市町村への権限移譲の検討及びこれに伴う国、都道府県の関与の在り方の見直しを行い、結論を得て計画に盛り込む。
- 都道府県条例による事務処理特例制度の活用を推進するため必要がある場合、関連する個別法令や補助金・負担金制度を見直し。

保育所保育指針の改定について

「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書(平成19年12月21日)

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化(人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど)
- 保護者の子育て環境の変化(不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など)



保育所に期待される
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化(現行の13章を7章に)
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

改定の内容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正(児童福祉施設最低基準の見直し)
※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

【今後のスケジュール】

平成21年4月

保育所保育指針の施行

新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定（平成20年3月告示）に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。
（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可）

実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

アクションプログラムの概要

- (1) 保育実践の改善・向上
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- (2) 子どもの健康及び安全の確保
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
- (3) 保育士等の資質・専門性の向上
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- (4) 保育を支える基盤の強化
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保

アクションプログラムの策定と実施

国が取り組んでいる事項

- 保育所の自己評価ガイドラインの作成
- 保育所における保健・衛生等に関するガイドラインの作成
- 保育所・小学校の連携を進めるための事例集等の作成
- 保育所の研修体系の作成
- 保育士資格・養成の見直し・検討(カリキュラム内容・養成のあり方等)
- 施設長の役割・資格等の見直し・検討 等

地方公共団体での策定の推奨

- 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
- 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
(保育所児童保育要録の様式の作成に係る協議・保・幼・小連携等も含む)
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
- 保育所の研修内容の充実・外部講師の活用など研修体制の整備
- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
- 保育環境の改善・充実

保育所保育指針に関する指導監査について

保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働大臣告示)が平成21年4月1日から施行されることに伴い、適正かつ円滑な児童福祉行政指導監査の実施に資するよう、「児童福祉行政監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号局長通知)について改正を行う。

【基本的な考え方】

- ・保育所保育指針において、具体的に義務や努力義務が課せられている事項を中心に、子どもの発達に応じた適切な保育が行われているかどうか、また、そのための適切な運営が行われているかどうかについて、各保育所の創意工夫や取組を尊重しつつ、実施すること。
- ・取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程(保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等)についても尊重すること。
- ・「保育所保育指針解説書」については、法的拘束力を有するものではなく、指導監査の際に、同解説書に基づく指導等を行うことのないよう留意すること。

児童福祉行政監査の実施について(雇用均等・児童家庭局長通知)【保育所関係部分一部抜粋】

【現行】

(2) 児童福祉施設事項

第1. 適切な入所者処遇の確保

1. 入所者処遇の充実

[保育所]

(1)、(2) (略)

(3) 入所児童の発達に応じた適切な保育が行われているか。

(4) 保護者との連絡(登所、降所等)が適切に実施されているか。

以下 (略)

【改正案】

(2) 児童福祉施設事項

第1. 適切な入所者処遇の確保

1. 入所者処遇の充実

[保育所]

(1)、(2) (略)

(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。

ア 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。

イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、保育要録の小学校への送付が行われているか。

ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。

エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。

以下 (略)